

送電線下の木竹伐採における自然公園法の許可申請不備について

2018年12月28日
東京電力パワーグリッド株式会社
山梨総支社

当社は、富士箱根伊豆国立公園内の66kV送電線下（山梨県南都留郡忍野村）において、自然公園法^{※1}第20条第3項^{※2}に基づく環境大臣への事前の許可を得ずに、木竹の伐採を実施した事実を確認したことから、12月20日に環境省富士五湖管理官事務所へ報告しましたので、お知らせいたします。

ご心配をおかけして大変申し訳ございません。当社は、今後、申請漏れの原因を確認し、必要な再発防止対策を検討するとともに引き続き法令順守に努めてまいります。

なお、自然公園法以外に必要な、森林法、景観法における申請は実施しております。

○経緯

- 2018年5月7～23日 送電線へ接触のおそれがある木竹を伐採
- 2018年11月29日 環境省への木竹伐採の申請状況について関係者から問い合わせあり。
- 2018年12月7日 環境省富士五湖管理官事務所へ許可申請の要否を確認し、申請が必要である場所と判明。
- 2018年12月20日 環境省富士五湖管理官事務所へ文書を提出。

※1 自然公園法…優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、国民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的とした法律

※2 第20条第3項…特別地域内においては、木竹を伐採する行為などは、国立公園にあっては環境大臣の許可を受けなければしてはならないと規定

以上